＜日本臨床心理学会第２０期　第七回運営委員会西日本部会議事録＞（案）

平成２５年６月９日（土）１４時００分〜２２時００分

於：姫路獨協大学姫路駅前サテライト講義室２（兵庫県姫路市）
http://www.himeji-du.ac.jp/access/satellite/

出席者：酒木・佐藤（15時半〜）・實川・戸田

欠席者：谷奥・田中

委任状：谷奥（宛先：議事開始前までに未提出）
　　　　田中（宛先：酒木議長）
陪席者：無し
議長：酒木
書記：戸田
発言者記録簿担当：今回記録簿は作成せず
録音管理担当：實川
。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。

議題）
第一号議題　大連国際学会開催準備状況等報告
　1日目のシンポジストは決定。公開した計画通りに順調に進行している。発表者は全て確定。中国から震災関係2名。
　個人発表が増えたので、1部屋の予定を2部屋にする可能性あり。
　2日目の比較民俗学会シンポジスト。大連大学歴史学教授が参加。比較民俗学会側からの出席者ほぼ確定。
　その他についても、15日までに詳細報告が可能となる予定。
　今回は、情勢が前回よりも変化して動きやすい。

第二号議題　25年度定時総会準備条条項報告
　運営委員会関西部会としては、議案書通り議事を進めることを確認した。
　HP管理費を費目として今年度予算案に計上。
　現行第１３条の改訂について：
「原則として」を入れる（現行）か否かで、意見が分かれた。
　議案を運営委員会として提示することに反対（佐藤）
　賛成（酒木・實川・田中・戸田）

棄権：谷奥

第三号議題　HP管理状況について
　現在のところ滞りなく管理されている。（現時点、試用期間につき無償）

第四号議題　決算案・予算案作成に関わる事務簡素化について（複式帳簿・勘定元帳作成等の可否）
　貸借対照表は用いない。（複式帳場は作らない。）
　事前に、監査に了承を得ること。

第五号議題　選挙管理委員の独立性の保障と事務内容・議事進行等の運営委員会からの助言の範囲について
　6月13日以降に事務局から、事務的必要事項について助言を行う。

議案）
第一号議案　第三者委員会早期設置（会則改定審議を待たず）の是非
　第一号付帯議案１）　平成24年7月20日宮脇前副運営委員長の藤本氏職場訪問の評価
　宮脇氏が記録した録音を、出席運営委員で聴取した。その結果、以下の意見が出された。
　井上証言には、一部に証言内容の矛盾と事実の誤り（扉を叩いた部屋・藤本實川の面談開始時間など）があったことが確認された。
　宮脇氏の調査姿勢には、妥当性・信頼性において疑義を生じさせる箇所があった。
　第三者委員会の設置には反対しない。（酒木・佐藤・實川・田中・戸田）
　当事者との利害関係を有しない第三者に依るさらなる調査が求められる。（酒木・實川・田中・戸田）
　今回の調査については、やむを得ず同意する。（佐藤）
棄権：谷奥

　第一号付帯議案２）　菅野委員による当事者の申し立ての取扱についての評価※
　菅野委員による当事者の意志表示の理解については、本事案への利害関係の無い第三者によって、改めて評価を行う必要性が認められる。（酒木・實川・田中・戸田）
　上記の意見については、反対する。（佐藤）

棄権：谷奥

第一号付帯議案３）　第四回運営委員会議事録の内容についての菅野委員の申し立てについての正当性の評価※※

菅野委員による第四回運営委員会議事録の内容への申し立ての妥当性について、本事案に利害関係の無い第三者によって改めて評価を行う必要性が認められる。（酒木・實川・田中・戸田）

上記の意見については、反対する。（佐藤）

棄権：谷奥

※「菅野委員が当事者の申し立ての事実を否認或いは意識的に抑圧・隠蔽し、自論展開の論拠とした」との實川委員からの指摘について、第一号に付帯する議案として集中的に審議した。本議案は、過去３度の運営委員会においては、時間切れによって充分に検討できなかったが、今期運営委員会任期中での決議を目指し、この会議（第七回運営委員会西日本部会）での優先審議事項とした。

※※6月15日の菅野委員との確認合議のための予備審議とした。

第二号議案　精従懇現担当者の職務履行状況の評価

第二号付帯議案　平成25年6月1日精従懇幹事会・定例会参加報告

今期の担当者2名は、殆ど役割を果たしていなかった。

加えて事実と異なる報告によって運営委員会に混乱をもたらした。

藤本報告（6月9日朝10時17分運営委員会ML投稿）は、精従懇代表として、問われていることに応答ができていない。

精従懇担当者は、6月14日(第20期第七回運営委員会前日)までにメーリングリスト上で責任ある回答がなされない限り、適性のある人材を新たに選任すべきである。

第三号議案　メーリングリスト議事への消極的参加状況への対策

運営委員会ML議事への応答が極めて乏しい委員は、責任感の欠如が疑われる。

応答ができない場合にもその理由を、決定を要する議題等毎に逐次、言語化（文章化）により表明して欲しい。

第四号議案　来期運営委員の選出について

近年、会則第13条に則した役員選出が必ずしも実践されていないのではないか。今回の総会での選出手続きにおいては、本条（以下に引用）の趣旨を改めて認識して選挙に臨んで貰いたい。

選挙管理委員会に、上記を運営委員会参考意見として通知する。

会則13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先じる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会は、それを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。
定数は特にこれを定めない。

第五号議案　予算案への「心理臨床センター寄付金」繰り入れ（寄付金費目追加）および「精従懇分担金」支出削除について

「心理臨床センター寄付金」は今年度予算案に繰り入れる。

「精従懇分担金」支出は削除しない。第七回運営委員会（統合会議：6月15日開催）で承認され次第、平成24年度分担金の支払い保留を解除する。

以上